

2009年8月25日

日本経団連の著作権に関する取り組みと権利制限規定に対する考え方

(社)日本経済団体連合会 知的財産委員会 著作権部長

(株)スクウェア・エニックス・ホールディングス 社長

和田 洋一

1. 著作権に関する取り組み

(1) 検討にあたっての体制とスタンス

- ・2006年5月、知的財産委員会の下に著作権部会を設置。
- ・メンバー企業は、テレビ局、映画会社、通信会社、ハード機器メーカー、ゲームソフトメーカー、コンピュータソフト会社、アニメ制作会社、金融機関等、ソフト/ハード、権利者/利用者を含めた幅広い業種により構成。
- ・著作権制度のあり方に関し、中長期的視点から議論。

(2) 提言等

- ・2007年2月、「デジタル化・ネットワーク化時代における著作権法制の中長期的なあり方について（中間とりまとめ）－産業活性化のための複線化システムの提案－」をとりまとめ。
- ・その後、より具体的な制度設計につき議論を深め、本年1月、「デジタル化・ネットワーク化時代に対応する複線型著作権法制のあり方」を発表。

2. 権利制限規定に対する考え方

- ・著作権部会においては、著作権制度の中長期的なあり方として、現行の著作権制度を基礎として、「複線型著作権制度」を提言。
- ・「複線型著作権制度」とは、現行著作権制度に加え、産業財産権型コピーライト、すなわち、産業的に製作される著作物の利用の円滑化を図る制度や、自由利用型コピーライト、すなわち、権利者が自由な利活用を認めた著作物の利活用の円滑化を図る制度という複数のオプションを用意し、権利者の裁量によって選択できることとする、という制度。

- ・ 一般的権利制限規定（いわゆる日本版フェアユース）は、複線型著作権制度という提言が土台とする現行著作権制度の根幹を変更してしまう議論であることから、著作権部会では権利制限規定に関するアンケートを実施（非公開）し、そのあり方につき討議。本年1月の提言において「権利者と利用者双方の視点からバランスのとれた議論が行われることが必要」との考え方を表明。【⇒別紙参照】
- ・ 著作権部会において一般的権利制限規定を検討した際は、2008年当時の著作権法を前提としていたが、その後本年6月に著作権法の一部改正法が成立し、権利制限に関する一般規定導入によるメリットと考えられていたインターネット情報の検索サービスや電子機器利用時に必要な複製等に関する権利制限につき手当てされ、これにより、著作権法によって満たされていなかった権利制限の具体的なニーズは、カバー。
- ・ 現状、ビジネスの観点からは、権利制限に関する一般規定を置く具体的必要性は、基本的に無くなったと認識。今後、何らかの具体的必要性が生じた場合には、その時点で検討すれば足るものと思料。
- ・ もし、具体的ニーズがない中で、なお権利制限に関する一般規定を導入しようとするのであれば、現行著作権法の根幹をなす権利保護の原則に対する重大な変更になるものと考えられるので、権利制限の代償のもとに、いかなる社会的効用の実現を図るのかを、権利者・利用者双方の視点から慎重に議論すべき。

以 上

【別 紙】

「デジタル化・ネットワーク化時代に対応する複線型著作権法制のあり方」

(抜 粋)

権利制限規定に対する基本的な考え方

デジタル化・ネットワーク化の進展にともない、新たな技術やビジネスモデルが創出されており、現行著作権法の個別権利制限規定だけでは技術発展のスピードやビジネスのニーズに柔軟かつ迅速に対応しきれなくなっている。こうした状況を解決するためには、何らかの法的措置が必要との意見がある。

法的措置としては、①権利制限にかかる予見可能性や法的安定性の担保の観点から、現行著作権法が採用している権利制限規定の限定列举方式を踏襲し、問題が生じている個別具体のケースに対応した権利制限規定を追加していく方式と、②客観的に公正と認められるべき利用形態であるにもかかわらず、個別規定に照らし、形式的に違法とされてしまう利用行為に柔軟かつ迅速に対応する観点から、何らかの権利制限の一般規定を追加する方式の二通りが考えられる。しかし、①については、制限規定が置かれるまでに時間がかかり、機動性が低いこと、また、②については、“公正”の概念をどのように定義するのかといった問題がある。

今後、現行著作権法が満たすことができないニーズを踏まえた上で、いずれの方式を採用するのか、また、採用した方式について具体的にどのような条文にするのかといった課題について、権利者と利用者双方の視点からバランスのとれた議論が行われることが必要である。

以 上